運動の重点

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

安全な道路横断方法等の実践

- 歩行者は、横断歩道を渡り、信号機のあるところでは、その信号に従って横断してください。
- 交差点の斜め横断や走行する自動車などの直前直後横断も法令違反です。
- 歩行者は、自らの安全を守るための交通行動として、ドライバーに対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。
- 歩きスマホは、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れます。

反射材用品等の着用

- 夕暮れ時や夜間は、反射材用品やLEDライトなどを活用し、明るい目立つ色の服を着用し、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせましょう。

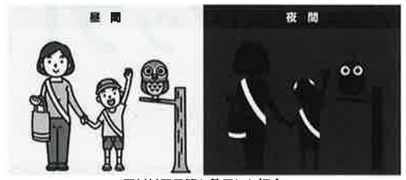

反射材用品等を着用した場合

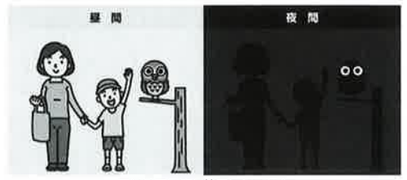

反射材用品等を着用しない場合

「令和6年度　交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選　県立足利工業高等学校
亀田　実夢さん

※令和6年中、県内の交通死亡事故の51.7%が夜間に発生しました。
また、交通死亡事故の21.7%が横断歩行中に発生しました。

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の注視･通話は、わずかな時間でも、前方の安全確認がおろそかになり、大きな交通事故につながります。
- 運転中にスマホを操作したり、画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。

飲酒運転等の根絶

- 「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
  - ・お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
  - ・車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
  前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。

「令和6年度　交通事故防止に関するポスターコンクール」
入選　県立足利工業高等学校
岩崎　悠佑さん

夕暮れ時以降の早めライト点灯

- 夕暮れ時にはライトの早め点灯を実践し、自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間は昼間に比べて視界が悪くなるため、歩行者や自転車等の発見が遅れる上、速度感覚が鈍り、速度超過になりがちですので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。

昼夜別交通死亡事故発生状況
(令和6年中、栃木県警察調べ)

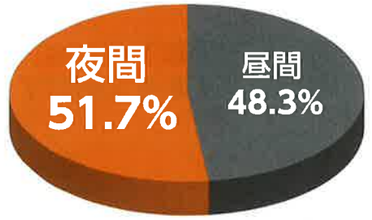

ハイビームの活用

- 夜間、先行車や対向車等がないときは、原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夜間、ハイビームで走行した場合には、ロービームの場合よりも2倍以上遠くから歩行者を発見することができます。

※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。

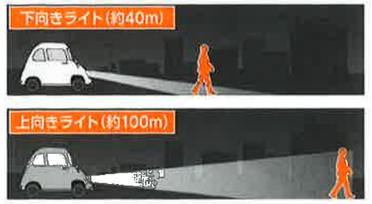

3 自転車･特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解･遵守の徹底とヘルメットの着用促進

「自転車安全利用五則」を守りましょう

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用

命を守る!自転車ヘルメット

- ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.7倍も高くなります。(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)
- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)
- 道路交通法で、自転車ヘルメット着用は努力義務です。
- 栃木県自転車条例で、自転車保険加入は義務です。

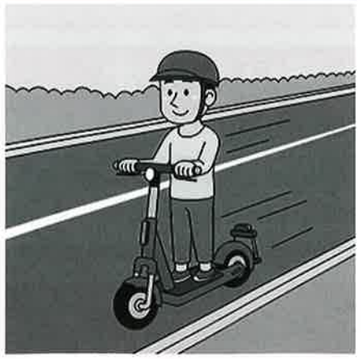

特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- 乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください(努力義務)。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

詳しい交通ルールについては警察庁ホームページをご確認ください。

詳しい車両型式情報は国土交通省ホームページをご確認ください。